

平成 23 年度 第 5 回経営検討部会

平成 23 年 11 月 24 日 (木)
10 時 00 分 ~ 12 時 00 分
市議会棟 3F 第 2 委員会室

出席者数

- ・委員 7 名中、5 名出席
- ・懇話会委員 1 名出席

傍聴人数

- ・4 名

1. 開会 (10:00)

2. 議事概要

(1) 本市の財政に与える影響について

事務局	・本日の出席状況は、委員総数 7 名中、出席者 5 名、懇話会委員 2 名。 ・経営検討部会の運営についての 6 に基づき、本部会は成立。 ・本日の傍聴者は 3 名。(会議中に 1 名来場、計 4 名)
部会長 事務局	・本日の会議録の署名は、A 委員と B 委員にお願いしたい。 ・意見を紹介。検討部会の提言どおり、3 団体の解散プランで賛成である。 【(追加資料 2) 第三セクター等の抜本的改革に関する意見記入用紙(第 5 回経営検討部会)】
事務局	・資料により説明。 【(資料 1 -) 伊丹市土地開発公社解散プラン(案) 第三セクター等改革推進債が市財政に与える影響 (P 15 ~)】
部会長 C 委員	・ご意見、ご質問があれば。 ・将来負担比率とは、どういう数字であるのか。
事務局	・将来負担比率とは、借金や将来負担すべき退職手当等の負債性の性質を持つものすべて 総計したものを、標準財政規模という各公共団体の財政的余力をもって割った、伊丹市 が健全なのかという指数である。
C 委員	・その割る数字のところがよくわからない。
事務局	・基本的には標準財政規模とは、簡単に言うと、年間における市税収入や普通交付税の額 をあわせたものなど、その市が持つ一般財源の大きさである。
C 委員 事務局	・何も事業を行わなかったら、入ってくる金の 7 割で全部返すことができるということか。 ・はい。
A 委員	・16 ページの一番上の表によると、借入利率が 2.5% となっており、17 ページの上 の表で、借入利率の欄が伊丹市土地開発公社開発 1.282% とか都市整備公社 0.8 09% となっているが、どういう関係か。
事務局	・16 ページの借入利率は、今後、毎年地方債の発行を市がしていくことになるが、その

A 委員	<p>利率を何%で見込むのかということで、将来の金利動向を仮定した数値の利率である。見込みにくい数値なので、高目の設定にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17ページの借入利率は、借入金の予定日が平成25年3月末を予定しているの、現行の金利水準から推計するとこの程度ではないかと見込んだものである。 ・ そうすると、19ページに出てきた金利水準は、現在の金利水準よりも2%上昇したとすると書いてあるが、その2%上昇とは17ページの借入利率にプラスするということか。
事務局 部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。 ・ この三セク債を発行しない場合とは、三セク債を発行しないでこれらの団体をそのまま次の借り換えまで置いて、その時点で清算処理をするという条件を入れているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行しない場合とは、例えば土地開発公社みずからが資金の借り入れをしながら、金利や手数料を払うことを続けていくので、それにおいては市の借金ではない。 ・ 三セク債を発行しないからそういうことになるわけだが、会長がおっしゃるように、償還期限ぎりぎりまで置いておいて、仮に市債を発行した場合でも、同等の数値になるものと思う。 ・ 土地開発公社の借入金は平成25年度末が償還期限であり、三セク債発行が平成24年度と1年間だけの期間差があるわけだが、平成25年度末まで引っ張って仮に三セク債発行したとしたら発行時期が1年ずれるだけである。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利分が違ってくるとということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利の数値が大きく変動するのかというと、そうは大きくはない。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三セク債か、普通債かという違いで金利差はあるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充当率の差はある。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ その結果、ここで書いてあるような金利差の費用が経常的に、支払い金利が三セク債を発行しない場合は上乘せされるという理解をすればよろしいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ それに加えて、特別交付税で措置されるものが、普通債に置きかえらなくなるとなくなる。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解散はするが、三セク債には頼らないというやり方もあるのか。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三セク債に頼らないで解散する場合とは、普通債になるということですね。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ、土地開発公社の場合、保有している土地を買い取るということになる。それぞれ土地には資産価値がついているので、それを市が買い取るという分については通常債が認められる。 ・ 累積欠損金は実体のないもの、いわゆる赤字部分である。それを地方債で起こして引き取るというのは事実上不可能である。その分を市が土地開発公社に補助金を渡すのか、三セク債は累積欠損金を含めて発行が認められているので、それによって清算するのか、いずれかの方法になる。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ずるずるいくか、それとも三セク債利用して解散するか、どちらかということか。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかにご意見、ご質問は。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23ページの下から4行目に事業地の年度末簿価は約15億円を見込んでいますとあるが、この15億円と、11ページの表の中に事業地の帳簿価格21億8,422万円との関係はどういうふうになるのか。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11ページに示した21億8,422万円は、平成22年度決算の段階で土地開発公社が保有している事業用地の帳簿価格である。 ・ 先ほどご覧いただいた平成23年度以降、事業地の年度末簿価15億円は、事業地等も含めて、処分可能なものについては事業地から特定土地へ振りかえて処分をするような手続を行った場合の金額である。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかった。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方債残高の推移は、総計で660億円ぐらいとのことである。これに今回発行する三セク債を乗せると大体700億円ぐらいになって、市の人口が20万人ぐらいと仮にする大体1人35万円ぐらいである。これは、市としては普通であるのか、それとも少ない方か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ この660億円には普通交付税として交付されるべきところ、たまたま国の財源が足りないということで、一時的に市が国に代わって借金をする臨時財政対策債の残高が上乘せられているので、一概に660億円や700億円が多いのか少ないのかを比較することは、難しい。 ・ ただ、普通債の残高は、市の判断において発行するものであるなので、減らしていきたい。市の財政について、今後も健全性を保ちながら維持していくためには、震災前の水準、350億円ぐらいにまで、落とすべきではないかと考えている。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例債は平成39年まで引っ張っているのに、国が返済してくれると思っているということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ もちろんこれは国と地方の関係において制度上設けられた特例債であるので、国が責任をもってその財源上の措置を行うと認識している。
D委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方債残高の推移に、臨時財政対策債の増加により市債全体では横ばいと書いているが、横ばいではないと思う。いいのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通債のように、明らかに減少傾向を示していれば減少していると申し上げやすかったが、そういう意味において緩やかな減少もしくは横ばいということで理解をいただきたい。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三セクター等の解散に伴うメリットにて、三セク債を発行した場合に金額等メリットがあるということになっているが、デメリットは全くないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5億8,000万円ほどのメリットがあるが、一方では毎年償還していく財源は要るので、そういう面からするとデメリットとして考えるべきかと思う。ただ、そのデメリットを勘案しても、それが市の財政に重大な影響を及ぼして、破綻する可能性はないと判断している。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ、そのまま放置しておく、市の方で普通債で借り換えをしなければならないし、損失補てんのようなことを補助金で出していかなければいけないということがいえるのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。そのまま発行せずに置いておく場合は、結局、借金を返済するめどが立たないことになる。三セク債のように一括で清算する機会は失われるので、そういう意味においては今抱えている借金を将来世代にツケをまわすことになる。我々現世代で早期の債務の解消というのは図っていくべきではないかと考えている。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務の解消とは、結局今連結で評価されているわけではない。そういう意味では隠れた債務であるのか。

事務局 部会長 事務局 部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・将来負担比率上に含まれている。 ・将来負担比率は、連結であったか。 ・はい。 ・ほかにご意見、ご質問は。 ・なければ土地開発公社と都市整備公社の解散プランについてご意見、ご質問は。 ・特になければ、前回からの引き続きで、緑化協会について事務局から説明を。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・資料により説明。
部会長	<p>【(資料1 -) 昆虫館管理運営に係る人件費比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見、ご質問があれば。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現行から新たな団体の設立になったときに、プロパー職員 5 名の分が約 3 0 0 万円弱に減る。ここの仕組みがよくわからない。 ・もう一つは現行だと館長は市の職員が行っているということだが、これを新たな団体設立でプロパー職員を 1 人雇ったら、市の職員は市に帰ることになる。そうすると、費用は浮くが市の負担が増えるということになる。その辺をどのように考えたらいいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・1 点目の 3 0 0 万円減については、現行の昆虫館のプロパー職員を他の外郭団体に移管するのが前提である。館長を市に引き上げるので、このプロパー職員の中から館長職を充てることとなり、その補充を平均的な数値で試算するためである。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現行と新たな団体について、要するにプロパー職員と給与水準が違うということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ同じだが、若干昆虫館に特化したような給与水準である。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・少し高くなっているということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・わかった。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・2 点目の市の職員を引き揚げることについては、1 人を採用しないことになるので、特に人件費の増ということにはならない。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・了解した。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 3 年度ベースの単年度の比較だが、1 0 年 2 0 年のスパンで、将来的にどういう傾向になるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市直営の場合の減は、理事長等と総務担当職員が解散に伴って不要になるということ。そのため、今後解散により、毎年そのメリットが出る。他の案も同様の考え方である。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・その件に関して、先ほどとよく似た話で、反対に市の方で負担が増えないのか。グロスで見ても減ると考えていいのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、総務担当職員で考えると、このプロパー職員 5 名なり嘱託及び臨時職員 9 名のために、給与の支払いとか福利厚生とか共済とかそういったような総務、あるいは予算決算の経理を行う必要がある。そのための総務系の職員が現在いる。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市においてか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・いえ、現行の体制でいる。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ、それを今度、市で受けると、一般会計で 1 , 2 9 6 人いる職員の中に吸収される。そのために職員が 1 人要るといったことには全くならずに、現行の総務部門で対応することになる。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・給与の計算等市の総務としての仕事がもともとあるから、別にこれをしたところで増えないということか。

事務局	・はい。
C 委員	・この前に話も出たと思うが、市直営の場合は、今後、ここに書いてあるプロパー職員 5 名に関して、割と専門性の高い仕事であるため、異動が難しくなるのかそういう問題が出てくると考えていいのか。
事務局	・ここで計算しているプロパー職員 5 名の 3,700 万円の給料については、現在のプロパー職員の方を念頭に置かず、単純に市の 1,296 人の平均給料で計算している。
C 委員	・人件費ではなくて、人の入れかえについて質問した。ここで聞くことではなかった。また後で聞きたいと思う。
部会長	・仮に同じ職階というか、課長級は課長級という形で市の直営として受け入れた場合は、この数字は上がるのか下がるのか、どちらか。
事務局	・恐らくこれに近い数字か、若干低目の数字になると考えている。仮に市が直営した場合若手職員で対応できる部分もあると考えているので。
D 委員	・実際問題として、誰でもやれと言われてできるものはないと思う。当然好きとか、そういうスキルを持っている方だからこそできるので、一般の方に仕事やからやれと言ってできるものではないような気がする。その辺はどうするのか。
事務局	・確かに昆虫館の管理運営というのは非常に専門的な職務であるので、急にしてくださいと言ってもできるものではない。 ・ただし、仮に伊丹市が昆虫館を全く新たに運営するとなれば、例えば農学系の職員を採用し、一から作りあげることになる。 ・そのようなことから、現在の緑化協会のプロパー職員を、そのまま市で採用するというのは議論のあるところであり、人事の話は、この場では控えたいと思う。
D 委員	・現在のプロパー職員はやめさせるのか。
事務局	・人事の話は、今回の人件費がどうなるのかという話と切り離して考えていただいた方がよいと思う。公務員の採用については地方公務員法に定められており、そういった採用基準に則って行う。
D 委員	・ここに書いてあることは、全然現実味がない話ということか。理屈上ではこういうことだが、実際問題としてはできないということか。
事務局	・できないということではない。この額で、できるかということについては、可能だと思う。 ・ただ、今の職員のことを念頭に置いたら、数字も変わってくるし、採用は地方公務員法により、全くできないのかということであればそうではない。
部会長	・前回からのポイントは、緑化協会について三セク債を適用した場合の経済的なメリットはそれほど大きくない。そういったことを前提に、この緑化協会に関しては人の問題が生じており、ここに書いてあるように、仮に市の方に直営にするのか、あるいは新しい団体をつくるのか、既存の外郭団体に統合という形で運営を続けるのかという幾つかのバリエーションがあるわけである。そのバリエーションをとったときに、経済的なメリットが吹き飛んでしまうというようなことだと、解散プランとして三セク債だけの経済的なメリットで評価していいのだろうかということであった。 ・そういう意味では、例えば新たな団体を設立するという場合には、120 万円ぐらい人件費が膨れる。そうすると三セク債で経済的なメリットがあっても、新しい団体をつくってしまうと、7、8年でその経済的なメリットは結果的に失われてしまう。そのこと

	<p>を理解したうえで、解散プランにおける三セク債の適用を理解しなければいけない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他方、既存外郭団体との統合と市の直営に関しては、単年度だが、マイナスになっているということからすると、この三セク債の適用で800万円という経済的なメリットが短期間で失われるということはないと評価できる。この部会としてこの点に検討をとどめておいても、いいのではないか。
阪上委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今、部会長が整理したとおり、私もそういう整理で議論すべきではないかと思っている。市の職員でやるとすれば、外郭団体でやるとすればどうであるという金額的な部分での整理、あるいは今後の見通しがどうなのかというのが、この場での最大の課題である。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・前回、私はそんなことを決めなくていいのではないかと申し上げたつもりだった。しかし、部会長がおっしゃったのは、この資料を見る限り、新たな団体は設立しないけれども、そこから先はお任せするというでいいということか。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・いいということである。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・前はそうおっしゃっていなかったような気がした。前は人事の話を決めるのはどうかということに、いやそこまで決めることが今回の部会であるとおっしゃった気がしたが、間違いか。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・いや、前回の議論の中では実現の可能性がある選択肢がある中で、例えば市の直営に、例えば外郭団体の指定管理という話は出てこなかった。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・数字というか、そもそもこの資料がなかった。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・そうすると、前回の議論の中では、解散するという事は解散プランでできてはいるが、人の問題をどうするのかと考えると、市直営の可能性がある。市の直営になるということであれば、本当に市の直営でやっていけるのかという問題と、もう一つは経済的にはメリットがあるのかどうかということになる。もしできないということであれば、解散プラン自体が意味のない、実現性のないものになってしまうわけである。 ・ここでは、既存外郭団体の指定管理というもう一つの選択肢が示されているので解散プラン自体はこの2つのどちらかがいいという評価をしなくても、実現性はあると見てもいいのではないかという理解している。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ・解散したときの効果が定量的効果とその他の効果に分かれており、特別交付税の措置とか、あるいは大規模改修工事の際の資金調達の柔軟性とか書かれているが、これは既存団体に吸収したときも全く問題ないということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・運営体制の問題とはまた別であるので、三セク債を発行することによって得られる効果は当然残る。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・既存外郭団体で指定管理というのは、資産は市が引き取るが、運営については既存団体で指定管理するということである。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ・なるほど。運営だけを任せるというわけですね。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・問題は、この解散プランの中に、今検討した内容をどのように反映させるか。現状の解散プランの中には今のような話は全く出てこないわけで、こういった数字を例えば示しておく方がいいのか。あるいはなお書きとして数字を示しながら、新しい団体を設立する場合には三セク債の発行による経済性メリットは短期間で失われ、人件費が増加する可能性がある追加で加筆をするかどうか、意見をいただきたい。
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ・一応選択肢を示して、この会議としてはその選択肢の順位ぐらいはつけなければならないといけなと思う。

部会長	・順位というのは、この3つの選択肢ということか。
A 委員	・はい。
部会長	・3つの選択肢の人件費がふえるかどうかということについて、プラスかマイナスかというようなレベルであるということによろしいか。
A 委員	・はい。 ・また、昆虫館存続を前提とした話なのか。
部会長	・はい。
A 委員	・市長の高度な政治判断かもしれないが、昆虫館を存続させないというのも一つの選択肢と思う。
C 委員	・委員はこの資料をチェックできない。もし反映させるのであれば、この資料によればという前提を絶対入れていただきたい。それとこの資料によれば少なくともこれに三セク債を発行するに伴って新たな団体を設立することは、経済的メリットは受けにくくなるということではないか。
A 委員	・財団法人伊丹市公園緑化協会は三セク債による効果が、土地公と比べたら非常に少ないので、三セク債を利用できるかどうかとは直接結びつけなくてもいいのではないかという気はする。全部で800万円の金額であるのか。
事務局	・はい。
A 委員	・単年度ではなく、10何年間で800万であるのか。 ・既存外郭団体による指定管理で三セク債は利用することができないのか。
事務局	・前回の議論を踏まえて、それぞれ三セク債の発行に支障はないということで、県の方に確認し、大丈夫ということで理解している。
C 委員	・三セク債発行の経済的なメリットって、手数料が要らない、金利が安くなるというこの2つである。そうだとすると、元本が少なくなっているこの団体に対しては余りメリットないかもしれないが、こういう三セク債発行して改革することによって、メリットがあれば、発行も一つの要因にはなると、そうとらえていいのではないかと思う。
部会長	・あと、大規模改修等で幾らぐらいお金が要るのか、あわせて説明いただく。
事務局	・資料により説明
部会長	【(追加資料1)伊丹市昆虫館等 修繕等事業費(予定)】 ・この2カ年で1億8,200万円という金額は、一般会計の補助金等で補助すれば維持改修ができる。つまり、今のまま、仮に三セク債を適用せずに、今の運営形態のまま放置しておく、この金額のお金は必要であるということの説明いただいたと思う。その場合はどうなるのか。
事務局	・過去のやり方は、団体がこの額を借金する。借金をするために市が損失補償をしてきたわけだが、損失補償をすべきではないということになった。 ・もし団体を残してこの額を団体が修繕しようとする、借金はできないので、伊丹市が単年度でその金額をつぎ込まないといけない。ほかの事業にも差し支えがある。そもそも起債とは、世代間の負担のあり方として長期間にわたる施設の維持経費を払うためのものであり、そういった意味からも好ましくはないと考えている。
部会長	・A委員が先ほどおっしゃったのは、昆虫館事業そのものを廃止するというのも選択肢の中に入れておいた方がいいということか。
A 委員	・そう思う。ただ、この会議が昆虫館の存続は前提とした会議だったら、その選択肢はな

事務局	<p>いとは思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そういったことを前提とした会議ということで我々は認識している。 ・施策として昆虫館は必要であり、そのやり方として今のような財団法人に過去、建てさせたわけである。それが、今回国の見直しにかかっているので、存続前提ということでお願いしたい。 ・昆虫館だけでなく、都市整備公社でも現に住人が住んでおられる住宅とか駐車場とか、いろいろ財産、資産を抱えている。それもなくしてしまえとかいう話にはならないので、昆虫館だけではないということを御理解いただけたらと思う。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・そうすると選択肢に入らないということか。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今説明あったのは、当然我々の責任もそこまでということか。このような話をしているのに昆虫館を残したのかと、言われることはないということによろしいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市の責任で、市の政策としての判断である。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・市の政策を確認したうえでの検討ということを明記する。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・確認するが、人件費の件で、今新たな団体設立がだめで、既存団体による指定管理でも市の直営でも一応御了解いただけていると思っている。 ・この懇話会で、意見書というのがまず一つある。その下に3つの団体の解散プランがあって、その意見書の中で解散プランについては正しいのではないかという内容となる。通常、審議会とか懇話会をやると、その意見をもとにまた行政案をつくっていくということになり、あくまでも尊重はするが、それに縛られることはないというのが通常の位置づけである。 ・この懇話会は、少し特異な性質を持っており、解散プランをそれぞれつくるためには、専門家の意見を聞いてつくることが必要。意見書はどちらかで構いませんというレベルで進むが、どちらかいい方を選ぶというような解散プランはあり得ない。どちらか決めないといけない。 ・今回、配付させていただいているのは、指定管理の形で記述した解散プランである。前回御意見いただいてから、庁内で検討させていただいている。しかし、既存の外郭団体については、市が深くは関与しているが、あくまでも第三者なので、市が昆虫館運営しなさいと言ってもそう強制できるものではない。今、市では、100%調整できたものではないということで御理解いただきたい。 ・12月の後半ぐらいに懇話会を予定している。その段階までには調整して市としての方針も確定させていただく。本日のところはそのような理解でいただきたい。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・解散プランの中に今後の運営形態についても言及するということが。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・どうするかわかりませんというような解散プランでは、行政がつくる解散プランにならない。解散してこうするというプランをつくって、それを専門家の方たちから了解いただくというのが総務省の指針である。また、三セク債の発行に関しても、利害関係者以外の方から2名以上の認定する人を選ばないといけないという要件となっているので、ここで決めてしまわないといけない。本日のところ、市の方針がまだ確定までできていないということで御了解をいただきたい。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市の直営もあり得るということが。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の外郭団体が絶対だめだということになったら、強制力までを伊丹市で持っていないので、市の直営しかないということになる。

C 委員	・単なる可能性ということでは理解していいか。本当に想定しているのではなく順番を追って説明されているという理解でよろしいか。
事務局	・おおむね了解していただいているとは感じているが、最終的なとこまで行っていない。
A 委員	・既存団体で指定管理というのは上下分離で、資産は市にということで、運営だけを外郭団体にということだが、昆虫館を積極的に引き受けるという外郭団体がそういないということか。
事務局	・赤字補てんはするので、経営的に負担になることはないが、プラスになることはない。仕事、責任だけがふえて、収支はとんとんであるという事業を引き受けるということなので、積極的に引き受けたいというところはなかなかない。ただ、既存の外郭団体が持っている事業と連携させて新たな取り組みができる可能性というところでは、積極的に考えてくださいということをお願いしている。
D 委員	・資料を見せてもらって、施設自体は非常に有意義と思う。とっぴなことを言うようだが県が引き受けるのかそんなことはあり得ないのか。民間では危ないような気がする。
事務局	・県の施設は基本的には公費で利用する施設を取り扱うというのが原則だった。昨今、県の施設の中でも公費で本来建てたものであるが、運用を見てみるとその市域の人たちだけが利用する状況が多発して、どちらかといえば、県は県の施設を各市町村に移譲することをすすめている。これを県の方にお願いするという点に関しては難しいと考えている。
D 委員	・どういういきさつでつくったのかよくわからないが、日本に何力所もあるというものではないということ、確かにそうだと思う。意義は非常にあると思うが、それを伊丹市が負担しているというのもどうかという気がする。
事務局	・県も何がしかの負担をという形で設立をした施設では残念ながらなくて、伊丹市の方で個性ある施設を建設して、市内外からお越しいただいて、それで市の中を活性化しようではないかと考えて、市独自に建設した施設である。それを今から県の方にというのは大変難しい。
部会長	・先ほどの解散プランとしてはどれか1つに決めなければならないということでは、少なくとも意見書の段階では、今日検討した結果、この3つの方法はどれもサービスレベルは変わらないものであるということを前提とした場合に経済的評価を行ったところ、一番経済的なメリットがあるっていうのは、指定管理である。その次が直営で、新たな団体設立は、三セク債のメリットからしても妥当性は低いということを意見書に記述した上で、解散プランについてはどちらかの選択を市の方でしていただく。
事務局	・部会の責任としては、そういう検討を行って、意見を市にしたということで、そのような記述をしていただければいいと思うが、よろしいか。
事務局	・資料により説明。
部会長	【(資料2)伊丹市の第三セクター等に関する経営検討意見書(案)】
部会長	・ご意見、ご質問があれば。
C 委員	・公園緑化協会の789万9,000円という経済的なメリットはこれだけにしておくのか。それとも今後決まる雇用形態によるメリットもこの中にほうり込むということは考えているのか。三セク債には関係ないのか。
部会長	・解散プランとしての経済効果と入れるべきかどうかということである。
事務局	・8ページのところは三セク債の影響なのでここには入れないが、6ページの緑化協会の

	<p>ところで入れさせていただきたい。</p>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 ページのなお以下のところはどちらの方向性になるかによって文章が変わるということによろしいか。そのときに、要するに検討したのは市から出された資料という、経営検討部会は検証していないということを何か入れていただきたい。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昆虫館の存続自体は諮問外だが、話に出た。それから今、県とかそのほかの団体に移管という意見が出た。1 行でいいから書いていただきたい。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解散プラン（案）だが、最終的に懇話会として答申される案は、運営形態も明記されたものということで理解してよろしいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 団体の解散プラン案については、明記したものになる。意見書だが、ここはどちらかでいいという書きぶりでもいいと思っている。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ この部会了承した解散プラン案というのは、現段階では になるか になるかがわからない。 ・ だから、部会了承するのは を前提とした解散プランしか認めないというふうはこの場で確認をするのか。 と の解散プラン案については了承ができるけれども、 については合理性がないという議論の集約をしておくのかということだと思う。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ か であると、 はだめである。 と を比べた場合に、 の方がいいのではないかとのことですね。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ さっき言ったが、 というのはあり得ないと思う。10 何年間、ずっとやってこられて、いろんなノウハウを持ってあれだけのことをキープしているわけである。それを、メンバーをかえて、今の状況は維持できるとは思えない。ここで議論することではないのかもしれないが、ああいう状態でこれからもずっと続けていくという前提であれば、金額的なことよりも、それ以外にそういうところが大きい気がする。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ で採用するという解散プランですね。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の案は、今現在の職員は要らないということによろしいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の職員を採用しないということではない。新しいほかの職員を採用するということで案をお示ししているということではない。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市で直営する場合に今の職員は採用できないと私は認識している。そうではないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうではなく、採用の手法というのがいろんな形がある。広く一般に公募等で応募し、採用する選考試験も行われる。実績とその職員の能力と今までの経験と生かした中で、広くそのことをお示した中で市民の皆様とか関係者の皆様の同意をとれるような内容であるならば、この方を選考によって採用しますという手法もある。 ・ 一般的にどんな形をとるかというのは人事制度上の問題だが、けっして今の職員が、の案になることによって採用できないという内容ではない。 ・ 加えて の案について、外郭団体といって出資しているが、あくまで民法上の一つ、独立した法人でして、一つの会社であり、そちらの方の理事長以下理事会というがあるので、そちらの方で検討して了解いただけないといけない。 ・ 幾ら市がそんな形に進みたいと言ったところで、相手様が了解していただけないと成立するものではない。できる限り、この解散プランをつくるに当たって可能であるという要素をしっかりと検証することが、我々事務局の仕事であると考えている。
阪上委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ケースのうちの についてはだめである。この流れとしては が一番ベターと思うので、 もしくは、場合によっては というのではないかぐらいの表現でまとめていけれ

C 委員	<p>ばいいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の話だと、仮に もだめ、 もだめとなったら に戻る。 に戻ったらもう一度合理性を確かめなければいけないというところまでにはならないと考えていいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ に戻れば解散自体の結論が覆るのではないかと思う。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・了解した。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・先ほどおっしゃられたように、 の場合について、現メンバーがそのまま100%直営で雇用するということは人事部局としても保証はできないと思う。昆虫館は全国に少ない施設であり、やりたい職員、学生はたくさんいる。 ・その辺りをきっちり議論し、採用方針を固めないといけませんので、 になると絶対100%市で雇用するというお約束は今の段階この場でできるものではないと思う。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・前は、公務員試験を全員通らないと採用ができないというくだりだったと思うが、そうではないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の競争試験は今、言われたとおり競争試験である。しかし、選考試験という選考採用も地方公務員法にあり、そういった意味で、全員の方を採用することも可能ではある。ただ一方では、初任給、雇用条件の関係で、逆に来たくないと言われるケースも想定できる。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・運営に支障のないような はできるので、可能性がないということはない。 を中心に鋭意努力して、最悪 では受けられると、ご理解いただきたい。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・それは次回の懇話会に上がる解散プランの段階では、もうはっきりしているという理解でよろしいか。懇話会も今のような形で答申しなければならないということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・いえ、はっきりさせないといけないと思っている。それまでには鋭意努力させていただきたい。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた意見を踏まえて、考えを尊重しながら懇話会の方で諮らせていただくというようなことでよろしいか。
全委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ < 異議なし >
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、今のようなことを前提つきとなったが、この3つの団体についての解散プランは、部会での了解が一応得られたということにさせていただく。 ・文言等修正をしなければいけないと思うがその点については私の方で事務局と相談して修正案をつくってまいりたいが、よろしいか。
阪上委員	<ul style="list-style-type: none"> ・1点、緑化協会に関して、頭から伊丹市がと言っているという書きぶりに、再度チェックをお願いしたい。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方だが、議論いただきました解散プランと意見書をもって懇話会に上げさせていただくという流れになると思う。懇話会の下にこの部会がぶら下がっていて、意見書としては先ほど説明があったが、懇話会として意見書を答申するということになる。 ・来月開催される懇話会の場において、その場で意見が出るかと思うが、場合によってはその懇話会の場でここの検討が不十分ではないかというような意見が出て、改めて部会の専門家の方から御意見をいただくべきだというような意見が全く出ないという保証はない。この場で部会としては終わりということではなくて、ひょっとすると、この点の検討が不十分だと懇話会で議論された場合には、もう一度部会を開かせていただいて、皆さんの御了解と御議論をいただくことも手続上はなきにしもあらずということをお理解、御了解いただきたい。

事務局	<ul style="list-style-type: none">・本日宿題をいただいている緑化協会について整理と、意見書・解散プランの表現について細かい修正もさせていただきたい。部会長と調整させていただいて、懇話会に上げさせていただきたい。・専門的見地よりこの部会で御議論いただいた解散プラン意見書案をもとに、懇話会において市民目線で審議いただくということを予定している。
-----	---

3 . 閉会 (12:00)